

「福岡市公式ホームページ改善支援業務委託」に係る提案競技実施要項

1 件名

福岡市公式ホームページ改善支援業務委託

2 事業目的

福岡市公式ホームページ改善支援業務委託は、SNS 等の普及や生成 AI の活用拡大など、情報流通環境及び利用者の情報取得行動の変化を踏まえ、本市公式ホームページに求められる役割を整理するとともに、本市公式ホームページ及びコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)の現状分析、先進事例及び最新技術の調査を行い、将来方針案を策定するものである。

あわせて、市場調査の内容を踏まえた、今後の情報発信基盤のあり方並びに本市公式ホームページ及び CMS に求められる機能・要件等の整理を目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日まで

※本提案競技は、令和 8 年度の単年度契約の相手方を選定するものである。ただし、本業務は令和 9 年度も継続して実施する予定であることから、提案にあたっては、令和 8 年度及び令和 9 年度の業務内容を対象として提案すること。なお、令和 9 年度については、市の予算措置がなされた場合で、かつ令和 8 年度の業務委託の履行状況が良好であると本市が認めた場合に限り、当該受託者を契約の相手方とすることがある。

4 契約上限金額

令和 8 年度契約分：17,157,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和 9 年度については契約上限金額を設定しない。ただし、令和 9 年度の業務規模は令和 8 年を大幅に上回らない水準を想定している。提案者は【資料 1】「提案仕様書」に示す令和 9 年度業務内容を踏まえ、参考見積書を提出すること。なお、当該見積額は令和 9 年度の契約金額を保証するものではない。

5 委託内容

【資料 1】「提案仕様書」のとおり

6 提案内容

【資料 1】「提案仕様書」を踏まえ、提案すること。提案書作成にあたっては、【資料 2】「提案書作成要領」に従うこと。

7 スケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 募集開始／質問受付開始／資料提供開始 | 令和8年7月27日(月) |
| (2) 参加申込締切 | 令和8年8月3日(月)17時 |
| (3) 質問受付締切 | 令和8年8月5日(水)17時 |
| (4) 質問回答 | 令和8年8月7日(金) (予定) |
| (5) 参加辞退期限 | 令和8年8月19日(水)17時 |
| (6) 提案書提出期限 | 令和8年8月28日(金)17時 |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年9月上旬 (予定) |
| (8) 事業者決定 | 令和8年9月上旬から中旬 (予定) |
| (9) 契約締結 | 令和8年9月中旬から下旬 (予定) |

※説明会は開催しない。質問がある場合は「10 質問」に従い、質問書を提出すること。

8 本提案競技に必要な参加資格

この提案競技の参加資格は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）すべてを有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合は、本社所在地で滞納していないこと。）
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 共同提案の場合は、各共同提案者が(1)～(6)を全て満たし、本提案競技において、単独提案者又は他の共同提案者として重複して参加していないこと。

※最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第

2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 参加申込

この提案競技に参加する者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月3日（月）17時まで

(2) 提出方法（郵送又は持参のみ）及び提出先

「19 問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合：特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合：9時から17時まで（12時から13時まで及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること

(3) 提出書類

① 提案競技参加申込書（様式2）

② 会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）

③ 以下のア～キの書類

ア～ウの書類については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内に、この提案募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、ア～カの提出を免除する。

ア 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

イ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 本社所在地の自治体が発行する納税証明で、直近2年分の市町村税を滞納していないことがわかる証明書を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

エ 誓約書（様式3）

注1) 様式3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

オ 役員名簿（様式4）

注1) 様式4に、代表者及び役員（キの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

カ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

キ 委任状（様式 5）

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 5 により委任状を作成して提出すること。

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 留意事項

- ① 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ② 共同提案の場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表（様式任意。登録事業者名および押印は必須とする。）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、③①を除くすべての書類を提出すること。
- ③ 上記③の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできない。

10 質問

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和 8 年 8 月 5 日(水)17 時までに質問書（様式 1）により、「19 問い合わせ・提案書提出先」宛に電子メールで提出すること。メールのタイトルは「【福岡市公式ホームページ改善支援業務委託】提案に関する質問（事業者名）」とすること。

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 7 日（金）（予定）に以下の福岡市公式ホームページ内に掲載する。

[掲載場所]

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募
>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

11 参加辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届（様式 6）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 19 日（水）までに、郵送（必着）又は持参すること。

(2) 提出方法（郵送又は持参のみ）及び提出先

「19 問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合：特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合：9 時から 17 時まで（12 時から 13 時まで及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること

12 資料の提供について

(1) 提供対象の資料

参加資格を有すると認められた提案者に対し、「提案にあたっての補足資料」を提供する。
提供を受けた資料は、本業務に関する提案のためのみに使用し、他の目的のために使用することを禁止する。

(2) 資料提供方法

「9 参加申込 (3) 提出書類」に示す提案競技参加申込書（様式 2）等、必要な関係書類を提出後、参加資格の確認ができた事業者にのみ電子メールにて提供する。

13 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日 (金) 17 時まで

(2) 提出方法及び提出先

次号(3)①及び③については、「19 問い合わせ・提案書提出先」宛に郵送又は持参すること。

郵送提出の場合：特定記録又は簡易書留で郵送すること

窓口提出の場合：9 時から 17 時まで（12 時から 13 時まで及び土日祝日を除く）

※来庁日時を事前に連絡すること

次号(3)②については、「19 問い合わせ・提案書提出先」宛に電子メールで送付すること。

(3) 提出書類

① 提案書（様式任意）

ア 本要項及び【資料 1】「提案仕様書」に基づき、契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で具体的な提案を示すこと。

イ 提案書作成にあたっては、【資料 2】「提案書作成要領」に従うこと。

ウ 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めない。

② 見積書（様式任意）

ア 令和 8 年度分の見積書及び令和 9 年度分の参考見積書を、それぞれ別に作成すること。

イ 提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、内訳を具体的に記載すること。

ウ 日本円で消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

エ 追加提案等も含めた令和 8 年度分見積書の記載金額が契約上限金額を超過した場合は、失格とする。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部

※提出にあたっては、【資料 2】「提案書作成要領」に従うこと。

14 提案の選定等

(1) プレゼンテーション

下記のとおり、プレゼンテーション及び質疑を行う。詳細な時間等は、別途電子メールで連絡する。

なお、提案者が4社を超える場合は、提出書類等をもとに事前審査を行い、プレゼンテーションの参加対象者を選抜する場合がある。

- ① 実施日 令和8年9月上旬（予定）
- ② 提案時間 計25分（説明15分、質疑10分）
- ③ 注意事項

- ・出席者は1社あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、本業務の業務遂行責任者又は本業務を実務面で統括するプロジェクトリーダーが行うものとする。

(2) 選定方法

【資料3】「評価基準」に基づき、本市が設置する選定委員会が提案書の内容について審査を行い、最も得点の高い提案者を契約の相手方候補者とする。提案者が1者であった場合は、最低基準点（60点）を超えた場合のみ、当該提案を行った事業者と協議を行い、契約の相手方とする。

(3) 結果通知

審査の結果は、提案書を提出した事業者に、電子メールで通知するとともに、最優秀提案者名については、福岡市公式ホームページ上で公表する。

(4) 留意事項

- ① 審査において、その公平な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加申込書を含む。）を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正な利益を得るために連合した者は失格とする。
- ② 審査結果に関する質問には回答しない。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は契約に至った場合に使用するほか、本業務の提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案については、契約締結に向けた協議の過程において、その内容の一部変更を求めることがある。
- (5) 提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、本業務受託後に作成する成果物の著作権の取扱いについては、「18 その他留意事項(8)」による。
- (6) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部又は一部を公開するものとする。

16 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

17 契約

最優秀提案者を契約の相手方候補者とし、協議により仕様その他契約内容について合意した場合は、契約を締結する。なお、協議が不成立の場合は、本市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。

18 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (3) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (4) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 契約締結にあたっては、【資料4】「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。
- (6) 本委託の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。なお、「主たる部分」とは、本委託の業務内容のうち、受託者としての専門的知見、技術、経験又は判断を要し、本委託の成果物の内容又は品質に重要な影響を及ぼす業務をいうものとし、単に作業工数又は委託金額のみにより判断するものではない。
- (7) 本業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。
- (8) 本業務の成果物に係る著作権は、福岡市に帰属するものとする。福岡市は、本業務により作成された成果物及びデータを活用し、自ら、又は受託者若しくは第三者に委託して、修正、再編集その他必要な加工、印刷、他自治体への提供等を行うことができるものとする。ただし、受託者が契約締結前から保有する独自技術、ノウハウその他の知的財産権を利用することにより、成果物の利用、開示、修正等に制限が生じる場合は、その内容及び範囲を提案書に明記すること。
- (9) 本業務の受託者（親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社を含む。）は、公正な競争環境を確保する観点から、本業務に基づき将来的に本市公式ホームページ及びCMSの調達に係る事業者選定が実施された場合、当該手続には参加できないものとする。

19 問い合わせ・提案書提出先

福岡市市長室広報戦略室広報課 担当：藤岡・川原
〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所10階

TEL：092-711-4016

Mail：koho.M0@city.fukuoka.lg.jp

20 添付資料

- (1) 【資料1】提案仕様書
- (2) 【資料2】提案書作成要領
- (3) 【資料3】評価基準
- (4) 【資料4】契約書（案）
- (5) 各種様式
 - (様式1) 質問書
 - (様式2) 提案競技参加申込書
 - (様式3) 誓約書
 - (様式4) 役員名簿
 - (様式5) 委任状
 - (様式6) 辞退届
 - (様式7) 実績表
 - (様式8) 実施体制